

一般社団法人日本フロアボール連盟

旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という。)関係者及び本連盟より依頼を受けた者に対して支給する国内旅費に関し基準を定めたものである。

(旅行の命令・依頼)

第2条 旅行の命令又は依頼は、本連盟会長またはこの委任を受けた役員が文書または口頭により行うものとする。

(旅費の計算)

第3条 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2. 通勤手当として定期券を支給している場合は、その区間については除外して、交通費を計算するものとする。

(旅費の支給・精算)

第4条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の様式による書類を作成し、各部門統括または各事業責任者の決裁を得なければならない。

2. 前渡資金又は概算払いにより旅費の支給を受けた者又は旅行日の変更による旅費の追給若しくは返納を必要とする者は、毎月末日又は用件終了後2週間以内に旅費の精算をしなければならない。

(旅費の種類)

第5条 この規程に基づく旅費とは、交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃、タクシー賃、ガソリン代及び有料道路料金)、宿泊費、旅費等のことをいう。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、旅客運賃、急行料金及び特急料金の実費とする。

2. 急行料金及び特急料金は、一つの券の有効区間ごとに計算するものとする。
3. 急行列車を運行する線路による旅行で片道50km以上の場合は、急行料金を支給することができる。
4. 特急列車を運行する線路による旅行で片道60km以上の場合は、特急列車料金(新幹線を除く)を、片道100km以上の場合は、新幹線特急料金を支給することができる。

(船賃)

第7条 船賃は、実費を支給することができる。

(航空賃)

第8条 航空賃は、緊急性若しくは経済性を勘案して、実費を支給することができる。

(バス賃)

第9条 バス賃は、実費を支給することができる。

(タクシー賃)

第10条 タクシー賃は、緊急性若しくは経済性を勘案して、実費を支給することができる。

(ガソリン代金・有料道路料金)

第11条 自家用の車両を利用した場合は、ガソリン代金及び有料道路料金を実勢価格に応じて支給することができる。

(宿泊費)

第12条 業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により宿泊しなければならない場合、旅行中の夜数に応じて9,800円(素泊まり)を上限とし、その実費を支払う。
また、別途1泊につき500円を上限に手当を支給することができる。

(旅費の調整)

第13条 本連盟会長は、旅行目的の性質上又は旅行先、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

2. この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は、本連盟会長が定める。

(変更)

第14条 この規程は、本連盟の役員会の決議により変更することができる。

附則

1 この規程は、2017年4月1日から施行する。